

## 第4節 除害施設

### 1 水質規制

事業場等の排水の中には、そのまま下水道に排除した場合、下水道施設の機能を妨げ、若しくは施設の損傷及び処理が困難な有害物質等を含むため処理場からの放流水の水質を悪化させるものがある。このような排水については、下水道に排除する前に排除基準(表3-18)以下の水質にする必要があり、その排水による障害を除去するための施設を除害施設という。

このような水質規制の対象となる施設には、特定施設(人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む廃液を排出する施設として水質汚濁防止法で定められた施設(資料5参照))のある事業場(特定事業場)と特定施設のない事業場(非特定事業場)があり、下水道法及び霧島市公共下水道条例により規制されている。

### 2 事業場排水の届出から接続まで

特定事業場と非特定事業場では、届出などの手続きに大きな違いがある。また、事業内容によって除害施設の種類、規模などにも違いがある。届出などの手続きがスムーズに行われるために除害施設の設置に関することなどについて事前に調査を行い、下水道工務課と協議しなければならない(図3-64)。

### 3 除害施設の設置

除害施設を設置するにあたっては下記のこと十分に留意して計画することが必要である。

- (1) 業種内容(生産工程等)及び排水の種類を把握し、排水の水質に適した施設とする。
- (2) 事業場排水は、水量・水質の時間変動、季節変動が大きいので、水量・水質の変動を把握する。
- (3) 除害施設の処理目標値を定める。
- (4) 施設への雨水混入をさける。
- (5) 維持管理が容易にできる構造とする。
- (6) 設置場所によっては、臭気対策を施す。
- (7) 施設及び設備は腐食しにくい構造とする。
- (8) 危険な箇所のない構造とする。
- (9) 経済的施設とする。

#### 4 除害施設の維持管理

除害施設は、かねてからの維持管理を十分行うことでその機能を発揮するものであり、安定した処理を行うために下記の事項に留意し適正に維持管理しなければならない。

なお、施設が完成し引き渡す場合は、施主に十分説明する必要がある。

- (1) 除害施設の維持管理責任者を定めるとともに、管理体制をはっきりさせる。
- (2) 運転マニュアルを作成する。
- (3) 日常より資料、図面等の整理を行う。
- (4) 機器の整備は日常十分行う。
- (5) 運転状況（原水、処理水、装置等）を定期的に監視し、施設が十分に機能しているか把握する。
- (6) 管理状況を記録し保存する。
- (7) 発生した浮遊物及び沈殿物の処分については、廃棄物と清掃に関する法律を遵守し、処分量及び処分方法等を記録する。
- (8) 処理水に異常が生じた場合は、原因究明を行い適切な処置をとるとともにその後の監視を十分に行う。

表 3-18 下水道への排除基準

項 目		単 位	排 除 基 準	
処 理 不 可 能 項 目	健 康 項 目	カドミウム及びその化合物	mg/l 0.1 以下	
		シアン化合物	mg/l 1 以下	
		有機リン化合物	mg/l 1 以下	
		鉛及びその化合物	mg/l 0.1 以下	
		六価クロム化合物	mg/l 0.5 以下	
		ヒ素及びその化合物	mg/l 0.1 以下	
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l 0.005 以下	
		アルキル水銀化合物	mg/l 検出されないこと	
		ポリ塩化ビフェニル	mg/l 0.003 以下	
		トリクロロエチレン	mg/l 0.3 以下	
		テトラクロロエチレン	mg/l 0.1 以下	
		ジクロロメタン	mg/l 0.2 以下	
		四塩化炭素	mg/l 0.02 以下	
		1,2-ジクロロエタン	mg/l 0.04 以下	
		1,1-ジクロロエチレン	mg/l 0.2 以下	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l 0.4 以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	mg/l 3 以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	mg/l 0.06 以下	
		1,3-ジクロロプロペン	mg/l 0.02 以下	
		チウラム	mg/l 0.06 以下	
	シマジン	mg/l 0.03 以下		
	チオベンカルブ	mg/l 0.2 以下		
	ベンゼン	mg/l 0.1 以下		
	セレン及びその化合物	mg/l 0.1 以下		
	ほう素及び その化合物	河川放流の下水道 海域放流の下水道	mg/l 10 以下 mg/l 230 以下	
	ふっ素及び その化合物	河川放流の下水道 海域放流の下水道	mg/l 8 以下 mg/l 15 以下	
	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	10 以下	
	環 境 項 目	フェノール類	mg/l	5 以下
		銅及びその化合物	mg/l	3 以下
		亜鉛及びその化合物	mg/l	2 以下
		鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/l	10 以下
		マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/l	10 以下
クロム及びその化合物		mg/l	2 以下	
水素イオン濃度 (pH)			5 を超え 9 未満	
処 理 可 能 項 目	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	600 未満	
	浮遊物質 (SS)	mg/l	600 未満	
	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	イ. 鉱油類含有量 ロ. 動植物油脂類含有量	mg/l 5 以下 mg/l 30 以下	
施 設 損 傷 項 目	温度	℃	45 未満	
	沃素消費量	mg/l	220 未満	

※ BODについては、1日当たりの排除汚水量が30立方メートル未満の事業場について除害施設設置基準は適用されません。

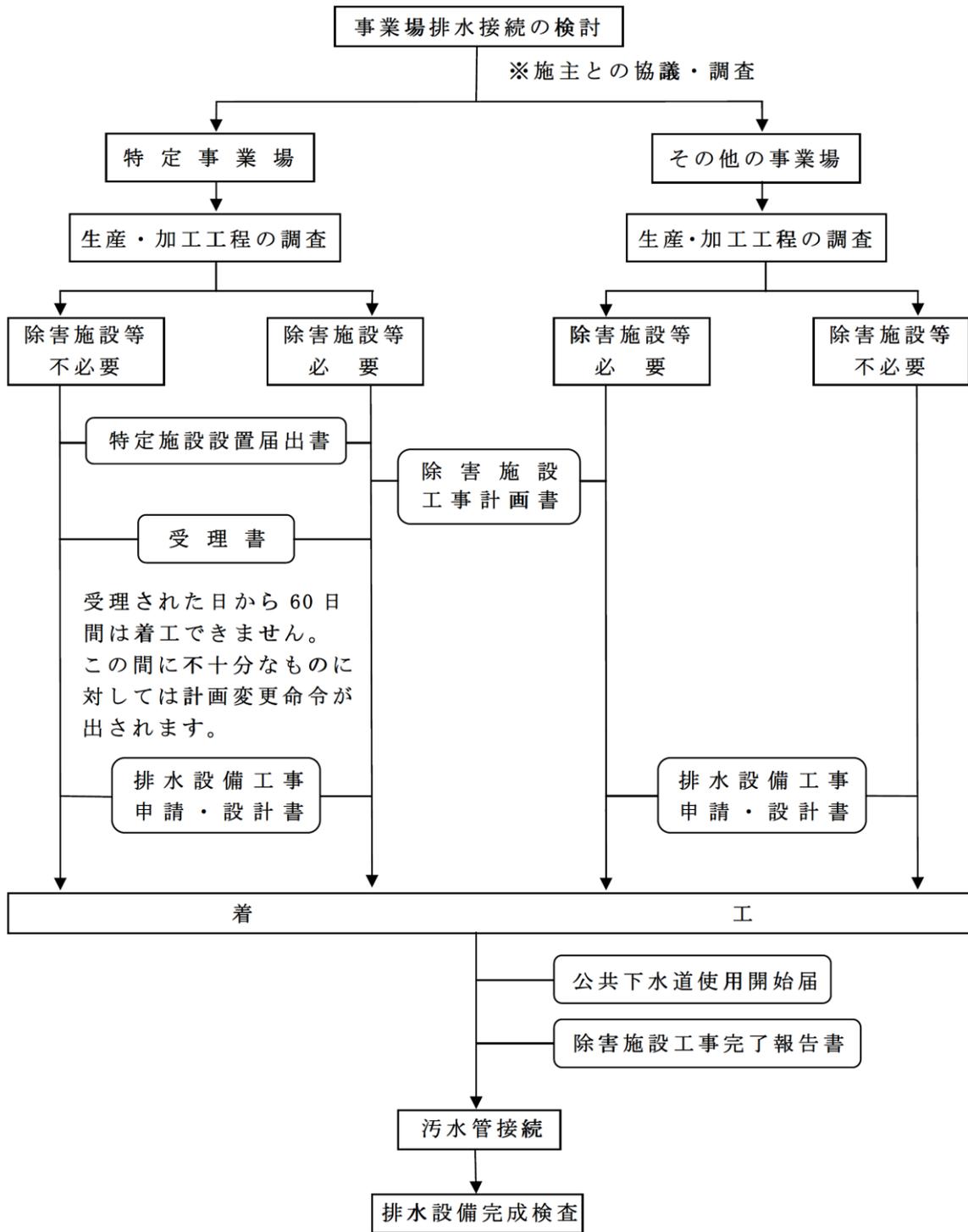


図 3-64 届出から接続までの手続きの流れ（事業場排水）